

改正
小學初等科日用事項
一名改正小學生徒訓
田中竹次郎編
卷二

東京圖書館				
			八	十三
冊	號	架	函	類
				新書門

K110
2.75
2

A 1
75.2



京都府師範
学校教諭

田中竹次郎編

改正
小學初等科
日用事項

卷之二 第二級

一名改正小學生徒訓

教科書出版所 大倉屋書舗

改正小
學初等科
日用事項
卷二

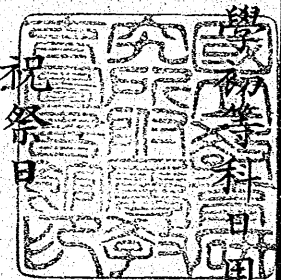
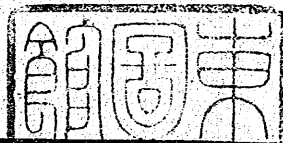
祝祭日

田中竹次郎 編

此日は我國民一般に關する大祭大祝日にして、
朝廷には大禮を擧げられ、人民は國旗を掲げて
以て祝意を表す。

○新年賀 一月一日 此日は 天皇陛下、天

地の神を祭り、又羣臣の朝賀を受け、共に新
年を祝し給ふの吉日なり。



農務科 用事項卷二

田中竹次郎 編

此日は我國民一般に關する大祭大祝日に、朝廷には大禮を擧げられ、人民は國旗を掲げて以て祝意を表す。

○新年賀 一月一日 此日は 天皇陛下天

地の神を祭り、又羣臣の朝賀を受け、共に新年を祝し給ふの吉日なり。



○紀元節

二月十日

此日は 皇祖神武天

皇の帝位に即き給ひ一吉辰に當る日なり。
神武天皇御即位より今明治十七年迄皇統
一系貳千五百四拾四年を経たり、實に萬國
無類の紀元なれば、我國民たる者常に帝德
の廣大疆りなきを忘るべからず。

○天長節

土月三日

此日は 今上天皇御

誕生の一大吉日なり。我邦太平無事にして
日に文明開化に進むは、皆 天皇の御蔭な
れば、其恩澤の有難きを心に銘し須臾も忘

る可らず。國民たる者玉體の麗はしくま
ますを祝ひ、聖壽の萬々歳を祈るべし。

以上三祝日、之を三大節と云ふ。

○元始祭

一月三日

此日は 天皇陛下新

年の始、天地四方の神を祭り、國家の太平、人
民の幸福を祈り給ふなり。

○孝明天皇祭

一月三日

此日は 今上天皇の

御父 孝明天皇崩御の御命日なれば、其皇
靈を祭り給ふなり。

○神武天皇祭

四月三日

此日は 皇祖神武天

皇崩御の御命日なれば、其皇靈を祭り給ふ

なり。

○神嘗祭

十月廿

此日は禁廷より宗廟

伊勢の太神宮へ、初稻を供へて其豊熟を祈

り給ふ祭日なり。

○新嘗祭

十月廿

此日は新穀を神に供

へ其豊熟を祈り給ふ祭日なり。

○春季皇靈祭

春分日

此日は御歴代 天皇

○秋季皇靈祭

秋分日

の靈を合して祭り給

ふの日なり。以上大祭日と云ふ。

曆

曆は一歳中氣候の順序、日月の運轉、七值、祭祀日等を記したる者なり。

夫れ我地毬の太陽を一周する時間は三百六十五日と殆ど六時間なり、此六時は一日に足らざるに由り、通常三百六十五日を以て一年とし、之を平年と云ふ。斯く毎年棄去る六時を四年積めば、二十四時即ち一日となる、之を其年の第二月に加へて一年を三百六十六日とし、之を閏年と云ふ。

一ケ年を春夏秋冬の四に分ち、之を四季と云ひ、又十二に分ち、其一を一ケ月と云ふ。

春	二月	三月	四月
夏	五月	六月	七月
秋	八月	九月	十月
冬	十一月	十二月	一月

一ケ月に大小の別あり。三十一日の月を大と云ひ、三十日の月を小と云ふ。但し第二月は平年二十一日にして閏年を二十九日とす。

大の月、七月までは奇數なり、八月以後は偶數と知れ。

七日を一週と云ひ、其日に名を附る左の如し。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
木曜日	金曜日	土曜日	

右七日を總稱して七曜日又七値と云ふ。

一日即ち一晝夜を二十四時に分ち、正午より前十二時を午前とし、後十二時を午後とす。一時を六十分して一分と云ひ、一分を六十分して一秒と云ふ。

○二十四節は氣候の大略を示す者にして、農家には殊に必要とす、其名を左に記す。

小寒	一月	大寒	一月	立春	二月	雨水	二月
<small>五音</small>		<small>五音</small>		<small>四音</small>		<small>九音</small>	
啓蟄	三月	春分	三月	清明	四月	穀雨	四月
<small>六音</small>		<small>六音</small>		<small>五音</small>		<small>二音</small>	
立夏	五月	小滿	五月	芒種	六月	夏至	六月
<small>六音</small>		<small>七音</small>		<small>六音</small>		<small>六音</small>	
小暑	七月	大暑	七月	立秋	八月	處暑	八月
<small>七音</small>		<small>七音</small>		<small>八音</small>		<small>七音</small>	
白露	九月	秋分	九月	寒露	十月	霜降	十月
<small>八音</small>		<small>七音</small>		<small>八音</small>		<small>七音</small>	
立冬	十一月	小雪	十一月	大雪	十二月	冬至	十二月
<small>十音</small>		<small>七音</small>		<small>七音</small>		<small>七音</small>	

● 新月は月の見江ざる時を云ふ。

● 上弦は新月の後ち月の半圓に見る時を云ふ。

● 満月は月の圓く満ちたる時を云ふ。

● 下弦は満月の後ち月の半圓に見る時を云ふ。

○ 日蝕は月の日輪を蔽ひ暗くなるを云ふ。

○ 月蝕は地氈の影にて月を蔽ひ隠すを云ふ。

○ 彼岸は春分并に秋分の時を云ふ。

○ 八十八夜は立春より八十八日目にして、五月二日なり。

○ 二百十日は立春より二百十日目にして、九月一日なり。稻花満開の時と云ふ。

○ 寒中は一、二月より三十日間にして、土用の入は一、二月の十七日と、七月廿日、十月廿一日なり。又入梅は六月十一日にして、一、二月中の

兩候とす。

太陽曆 新曆は右に記するが如く、閏年には一歲中僅に一日多きのみにして、二十四節より土用彼岸に至るまで毎年同日に當り、閏年には只一日の差を生ずるのみ、太陰曆 舊曆の如く年々時候の大差あることなし、是太陽曆の太陰曆に優る所以なり。

郵便

郵便は政府より處々に郵便局を置き、人民公私の信書往復を便利ならしむる爲に設けたる者

なり。今遠方の人に書状を贈らんとするとき、郵便切手を買ひ、書状の表に貼るべし。切手の價は何地を問はず書状の重き貳匁迄なれば貳錢にて足れり、以上貳匁を増す毎に貳錢づゝを増すなり、例之は重き三匁八分あれば四錢を要するが如し。

郵便「はがき」は全國を通じて壹錢とす。

至急を要する書状なれば別配達に。大切なる者なれば書留にして、別配達或は書留の字を書状の表に朱書すべし、然る時は更に相應の切手を

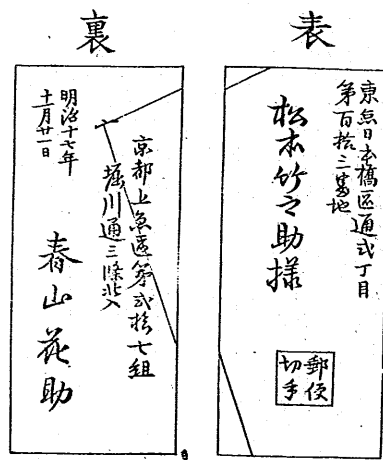
今度發布せられたる郵便往復は、き、差、兼、式、錢にて其、用法は、發、信、人より發、信、するときは、發、信、紙、に、通、信、を、認、め、発、信、返、信、の、兩、

紙連續の便
 使用支下
 若一兩紙を
 裁斷し發信
 紙のみを便
 用するときは
 受取人へ
 配達せず發
 信人へ返戻
 さるべし
 又返信人よ
 り返信する
 ときは發信
 紙を切取り
 返信紙のみ
 を使用する
 尚精しくは
 布告を看る
 べし

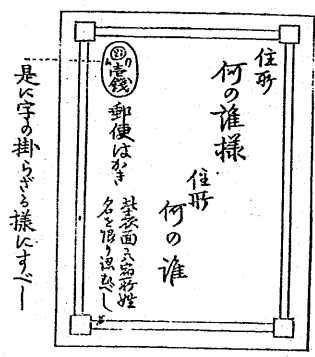
貼らざる可らず。是等精き列は郵便條例を看よ。
 貼用切手に不足あれば受取人にて不足の二倍
 を拂はさるゝに因り、極て丁寧に注意し間違な
 き様に爲べし。
 郵便はがきに左の事あるときは書状と同様に
 取扱はるゝ者とす。
 截斷又は破却したる者。
 税額印面に文字を書いたる者。
 税額印面に郵便切手を貼付したる者。
 紙(配達又は返戻の爲)其他の品を貼りたる者。

表面に音信文を記載したる者。
 一葉を折り之を全く糊着し、又ハ數葉を合せ
 之を全く糊着したる者。

書状表書式



郵便はがき表面認方



電信

電信は遠隔の二處を鐵線にて連結し、電氣の力を以て音信を通ずる者なり。其装置理合は余が著す所の小學物理啓蒙に就て看るべし。

電信は式拾字を一音信とし、路の遠近により音信料を異にし、宿所氏名は長短に拘はらず通じて五錢、屈賃は壹錢五厘の定めなり。

右の如く音信料は文字の多少に應じて増減あるに因り、音信文は成丈短く綴るべし、然ども餘り略に過ぎ譯の分らぬ事ありては不都合な

り又假名にて綴る者なれば、成丈短く字音を避け和訓を用うべし。

商業上にては相場の高下等、他に漏るゝを忌むが故に前以て雙方互に約束を定め、暗號符徴を用うべし、然るときは能く一字にても事足り従て音信料も少なく大に便利なりとす。

運送 陸運水運

運輸は物貨の流通を為す者にして、運輸便利なれば生計上の事皆時と費とを省き人間の幸福を増益す。運輸の方に二あり、一を水運と云ひ、一

を陸運と云ふ。蓋し此二運相待て東國の物も西國に移り、北方の品も南部に來り、有無相通ト從て價值を増し、以て商賣工業の繁昌を致す者なれば、此便否は大に土地の盛衰に關係あるなり。陸運とは汽車、馬車、車馬、人足等にて荷物を運送するを云ふ。

水運とは汽船、帆船、小船を洋海、川、湖、溝、渠等に通行せしめて物貨を運送するを云ふ。

今荷物を遠國の人に送らんと欲せば、荷札に受取人并ニ我姓名住所及び年月日を精く記し、内

國通運會社、廻漕問屋等に托し、賃錢を拂ひ荷物受取證書を取らべし。然ときは運送者其荷物に注意して安全に之を運輸し、預て期したる時日に之を受取人に引渡す者とす。若し運送中荷物に損失あれば、防ぐ可らざる賊難、天變等に遇ふの外は運送者其責に任ずべき者なり。又永く時日を経るも荷物の届かざることあれば、曩の受取書を示して其穿鑿を求むべし。

總て回漕荷物は其荷造を堅固にし濡れ損し、又は漏脱等を防ぐべし。損失漏脱し易き品物は別

に特殊の約束を立つべし。
 荷物の内へ書状を入るゝことは禁制なり、故に
 先づ荷物を運送に托して、然後別に書状を郵便
 にて送るべし、然るときは大抵同日に到着する
 の運びに至るべし。

證券印紙

證券印紙は財産の授受及び契約の證明に用い
 る證書、帳簿類に貼用し、後日の證となす者なり。
 若し此手数をなさざるときは、後日如何なる故
 障の發ることあるも、其書類は公裁を仰ぐの權

利を失ひ、不意の損亡を蒙ることあり、加之、
 事に因りては罰せらるゝことあり、故に平常よ
 り能く注意して其規則明治十七年五月一日を
 本政官布告第拾壹号を
 熟讀し、用法を心得べし。左に唯其要項のみ二三
 を記す。

印紙の種類は八あり

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 赭色 | 五厘 | 橙黄色 | 壹錢 |
| 黄綠色 | 貳錢 | 萌黄色 | 五錢 |
| 桔梗色 | 拾錢 | 青色 | 廿五錢 |
| 淡黑色 | 五拾錢 | 赤色 | 壹圓 |

證書帳簿を分て二類となす。第一類は金高の有
無多寡に拘はらず一定の印紙を貼用する者。第
二類は金高の多寡に従ひ印紙を貼用するに増
減ある者なり。其印税の定め、書類の種類は極て
繁多なれば規則に就て細讀すべし。
營業に關する送状及び請取書は金高五圓以上
の者に限り、壹錢の印紙を貼用すべし。
印紙貼用の諸帳簿附込見積高相満ち紙數餘り
ありて尚ほ用ゐんと欲するときは、更に附込高
を定め相當の印紙を貼用すべし。

印紙を貼用すべき證書帳簿に之を貼用せず、若
くば貼用不足するときは脱税高式拾倍の科料
又は罰金に處せらる、其證書帳簿を受取たるも
の亦同ト、能く注意すべし。
印紙は證書の差出人又は帳簿主に於て、證書は
授受の前、帳簿は使用の前に貼用し、證書帳簿、記
名の下に押捺する印を以て證書帳簿の紙面と
印紙の彩紋とにかけ、消印すべし。若し消印せ
ず、又は他印を以て消すときは、印税拾倍の罰金
に處せらる、之を受る者も同ト、其他之を略す。

賣品金子受取證の式

一 金三圓五拾錢也	證
一 金貳圓四拾八錢也	
一 金拾三圓七拾五錢也	
<input type="checkbox"/> 一圓 <input type="checkbox"/> 一圓拾九錢 <input type="checkbox"/> 一圓拾三錢也 右之通正字取付也 年月日 住所 姓名	何の某様

第二類の證書印紙貼用様式

<input type="checkbox"/> 一圓 <input type="checkbox"/> 一圓拾九錢 <input type="checkbox"/> 一圓拾三錢也 右之通正字取付也 年月日 借主何某 証人何某	利息是月 一 金百貳拾圓也 次出者要旨之儀有之借用申 事安んや、	證 簿 何の某様
--	---	----------------

第一類帳簿印紙貼用様式

帳簿三〇印 此帳附正期本年限 紙數百拾五枚 年月日 何の誰
--

飲食

飲食物は吾人の生命及び精力を維持するに必要の者たるは皆能く知る所なり。然れども食物は能く其品物を撰み、其分量を計り、且つ時刻を定めて之を食ふに非れば必ず消化の機械を損し、遂に疾病を發するに至るべし。

食品には種々あれども概して寒冷の時は膏梁の物を用ゐ、暑熱の候は淡薄の品を撰むべし、故に冬は動物性ノ食品を多くし、夏は植物性ノ食物を多くするを良とす。

食物の分量は身體の強弱、動作の多少等に由て大に異なる者なれば、一般の量を定め難し、畢竟各自の注意に由て之を節して可なり。總て食物の少きに過ぐるも亦宜しからずと雖も、多きに過ぐるときは健康を害すること殊に甚き者なれば、人々自ら其欲に克ち決して飽滿を求むること勿れ。

食物は朝午晩の三度に分ち用うるを最も良とす、然るときは一度の食物全く消化し終りて胃みぶくろの働十分に休息するの暇あるべし、若し其休息

を與へずして續々食物を送るときは、疾病を生ずるの原と為ること言はずして明かなり。

食事は必ず徐々ならんことを要す、則ち一口毎に十分噛み碎き唾液の能く浸み透りたる後に之を嚥下すべし、是又消化の為に甚だ緊要なることにして急卒に食するは大食と同く消化を害する者なり又湯茶の類を餘り多く飲むときは亦消化を害する者とす。

凡る食思減乏、噫氣、嘔吐、腹痛、下利等は、大抵食物の不良若くは過食等其節度を誤るより起る所

の責罰なり、故に此の如き時に方ては殊に食物の節制に注意すべし、早く之を衛るときは久からずして快復する者なり。然らざれば幾多の鑿薬を用うるも決して全効を奏すること能はず。

睡眠

凡る人終日精神及び身體を勞役して止まざれば、必ず疲勞して遂に堪ふること能はざるに至るべし、故に夜分には全く身體を休息せしめんが爲に、必ず睡眠に就かざるべからず。睡眠は心身の疲勞を快復すべき無二必要の者なるが故

に、睡眠足らざるときは其害を顯すべし、然れども假令い睡眠するも其時刻を誤りて甚だ不規則なるに至れば、睡眠其功を錯て身の疲勞を忘れず、心の勇氣を生ずることなし。故に少年の輩は常に早く寢て夙に起ることを務むべし、然るときは身健かにして數多の幸福を得べし。睡眠時間の長短は勞役の多少等に因て異れども通常八九時間を以て適度と爲す、故に午後九時、十時頃より寢て午前五時六時頃に起くべし。朝寢と晝寢の如きは害有て益なし。

寢に臨て飲食するは甚だ惡し、睡眠中魔夢に襲はるゝは食物停滯之が原因を爲すこと多し、故に晩飯は少くも臨臥の二三時間前にあらんことを要す。

睡眠中は身體諸器の働き大抵休止するを以て起きたる時よりも大に寒し、故に寝ぬるときには夜具を用て身體を覆ふべし。又夜間、寢に臨ては必ず晝間服したる衣服を着換へ、朝起ても亦必ず直ちに着換ふべし、晝夜連用する勿れ。

橘堂青木彫

明治十五年九月廿九日 原書 版權免許
明治十七年十一月二日 改訂 版權免許

正價六錢

屬於改訂事項

原編者并
改正編者

京都府平民

田中竹次郎

上京區第廿二組突抜町八番戶

原出版者并
改訂出版者

京都府平民

大黒屋太郎右衛門

上京區第卅一組下丸屋町八番戶

製本發賣所

京都河原町通三條下二丁目

教科書出版所 大黒屋書舖